

1 重要事項説明書（福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与）

この「重要事項説明書」は、契約者に対する福祉用具貸与サービスの提供開始にあたり、当事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次のとおり説明します。

1 指定福祉用具貸与サービスを提供する事業者について

事業者名称	社会福祉法人松寿園
代表者氏名	理事長 山本省五
本社所在地 (連絡先及び電話番号等)	石川県小松市向本折町木31 電話 0761-22-0756
法人設立年月日	昭和27年5月9日

2 利用者に対してのサービス提供を実施する事業所について

(1) 事業所の所在地等

事業所名称	松寿園福祉用具サービス事業所
介護保険指定 事業者番号	石川県 1770300083
事業所所在地	石川県小松市向本折町木31
連絡先 相談担当者名	電話 0761-22-0756 FAX0761-23-1933 管理者 山本省五
事業所の通常の 事業の実施地域	小松市全域

(2) 事業の目的及び運営の方針

事業の目的	介護保険に従い、ご契約者（利用者）が、その有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として、ご契約者に貸与事業サービスを提供します。
運営の方針	事業所の専門相談員は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえた適切な福祉用具の選定の援助、取付け、調整を行い、福祉用具を貸与することにより、利用者の日常生活上の便宜を図り、その機能訓練に資するとともに、利用者を介護する者の負担軽減を図るよう支援する。 事業の実施に当たっては、関係各市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(3) 事業所窓口の営業日及び営業時間

営業日	月曜日から金曜日までとする。(祝祭日、12月29日から1月3日まで休業日とする。)
営業時間	午前9時から午後5時までとする。

(4) 事業所の職員体制

職	職務内容	人員数
管理者	1 職員の管理及び利用申込に係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行います。 2 職員に、法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行います。	1名
福祉用具専門相談員	1 利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえ、福祉用具が適切に選定され、かつ、使用されるよう、専門的知識に基づき相談に応じます。 2 目録等の文書を示して福祉用具の機能、使用方法、利用料等に関する情報を提供し、個別の福祉用具の貸与に係る同意を得ます。 3 貸与する福祉用具の機能、安全性、衛生状態等に関し、点検を行います。 4 利用者の身体の状態等に応じて福祉用具の調整を行うとともに、当該福祉用具の使用方法、使用上の留意事項、故障時の対応等を記載した文書を利用者に交付し、十分な説明を行った上で、必要に応じて利用者に実際に当該福祉用具を使用していただきながら使用方法の指導を行います。 5 利用者等からの要請等に応じて、貸与した福祉用具の使用状況を確認し、必要な場合は、使用方法の指導、修理等を行います。 6 居宅サービス計画に指定福祉用具貸与が新規に必要な理由が記載されるとともに、居宅介護支援専門員により、必要に応じて随時その必要性が検討された上で、継続が必要な場合はその理由が居宅サービス計画に記載されるように、福祉用具の適切な選定のための助言、情報提供を行うなど必要な措置を講じます。	2名

3 利用料

サービスが介護保険の適用を受ける場合は、原則として月額レンタル料の1割・2割又は3割を、お支払いいただきます。

サービスが介護保険の適用を受けない場合又は、受けない部分については月額レンタル料の全額をお支払いいただきます。

① レンタル開始月のレンタル料

レンタル開始日が開始月の15日以前の場合	月額レンタル料全額
レンタル開始日が開始月の16日以降の場合	月額レンタル料の1/2相当額

② レンタル終了月のレンタル料

レンタル終了日が終了月の15日以前の場合	月額レンタル料の1/2相当額
レンタル終了日が終了月の16日以降の場合	月額レンタル料全額

③ 1ヶ月以内のレンタル料

レンタル期間が1ヶ月以内の場合のレンタル料	月額レンタル料全額
-----------------------	-----------

9 福祉サービス第三者評価の受審はありません

10 虐待防止の取り組み

利用者の人権擁護・虐待防止のため、

- (1) 虐待を防止するための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について職員に周知・徹底を図る
- (2) 虐待防止のための指針を整備
- (3) 虐待防止のための定期的な研修の実施
- (4) 適切に実施するための担当者の設置

事業所はサービスの提供中に当該事業所の職員又は養護者（利用者の家族等利用者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに市町村に通報します。

11 身体拘束の禁止

原則として利用者の自由を制限するような身体拘束を行わないことを約束します。

ただし、緊急やむを得ない理由により拘束をせざるを得ない場合には事前に利用者及びその家族への十分な説明をし、同意を得るとともに、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由について記録いたします。